



伊丹市マスコット たみまる

伊丹市 地域福祉計画(第3次)追補版

伊丹市重層的支援体制整備事業実施計画
伊丹市成年後見制度利用促進基本計画

令和7年(2025年)～令和10年(2028年)

概要版

伊丹市地域福祉計画(第3次)の改定にあたって

本市では、「伊丹市地域福祉計画(第3次)」を策定し、「共生福祉社会の実現」を理念に、複雑・多様化する福祉課題への包括的支援体制の構築に取り組んできました。令和7年度には計画後期を迎えるため、これまでの取り組みの評価を行い、法制度や社会構造の変化を踏まえつつ、さらに多様化する福祉課題へ適切に対応するため、計画を改定します。

また、「共生福祉社会の実現」に向け、「重層的支援体制整備事業」と「権利擁護支援」に関する取り組みの実効性を高めるため、「重層的支援体制整備事業実施計画」と「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画とします。

伊丹市地域福祉計画(第3次)

重層的支援体制整備事業実施計画

成年後見制度利用促進基本計画

itami
伊丹市

1 計画について

1. 計画の期間

現行の計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和10年（2028年）度の8年間であり、本改定は令和7年（2025年）度から令和10年（2028年）度の4年間の計画を追補するものです。

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
伊丹市 地域福祉計画 (第3次)	第3次（R3年度～10年度）				追補版（7年度～10年度）			

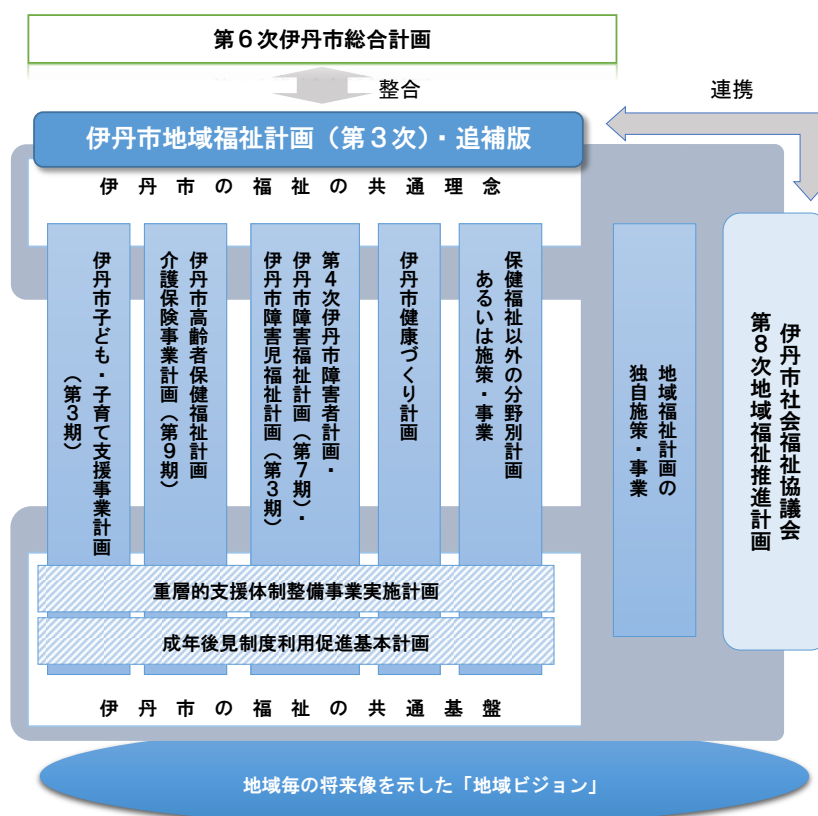
2. 計画の位置づけ

「伊丹市地域福祉計画（第3次）追補版」は、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画であり、「第6次伊丹市総合計画」を上位計画としています。

保健・福祉の個別計画との関係では、分野別計画の対象者の地域生活を支えるための取り組みの方向性を示す、本市の福祉の共通基盤を示す基盤計画であり、新たに重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度利用促進基本計画も包含します。

保健・福祉以外の分野別計画とも整合性を図り、上位計画として、地域福祉の視点に立った取り組みを推進することをめざします。

また、伊丹市社会福祉協議会の地域福祉推進計画と連携し、地域づくりと民間連携の強化もめざすものです。



2 伊丹市地域福祉計画（第3次）追補版の要点

1. 追補版に盛り込む事項

伊丹市地域福祉計画（第3次）追補版には、計画の理念である「共生福祉社会」の実現に向け、以下の事項を盛り込みます。

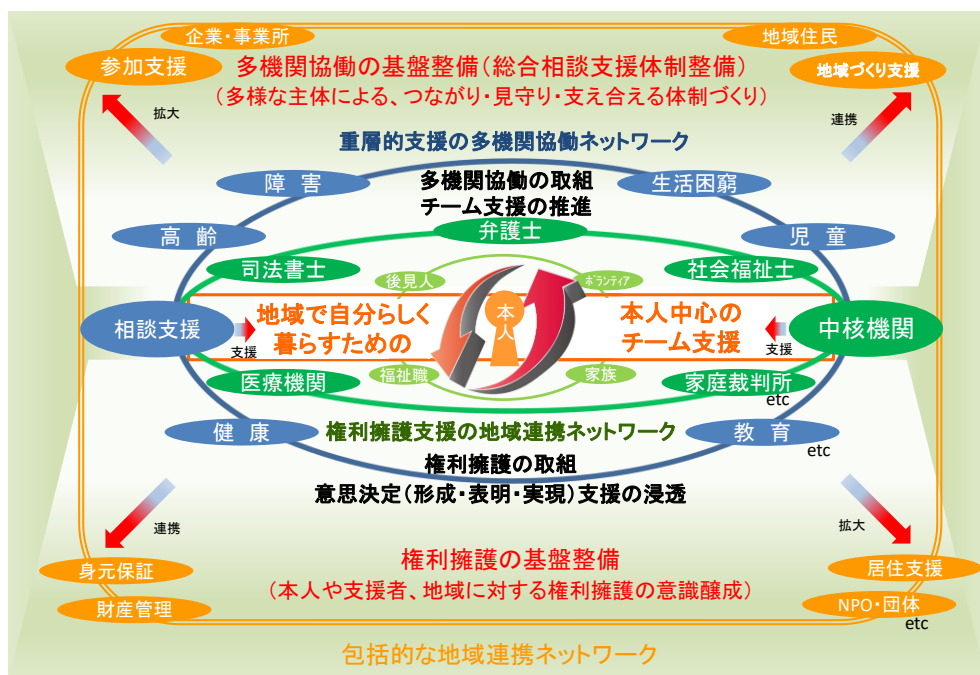
重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業は、市や民間団体、地域住民が協働し、包括的な支援と地域づくりを進める取り組みです。本計画の策定により多機関協働の基盤を整え、複雑化・複合化する支援ニーズに対応し、共生福祉社会の実現をめざします。

成年後見制度利用促進基本計画

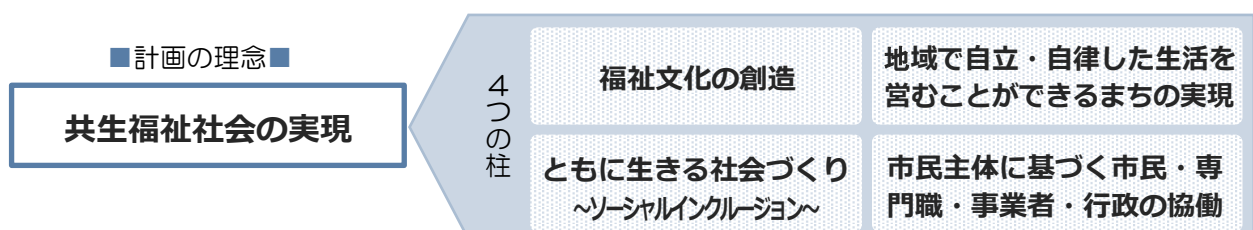
尊厳ある生活の実現には、成年後見制度を含む権利擁護支援の充実が必要です。関係機関の協働による権利擁護支援体制の確立は包括的支援の深化にもつながります。本計画では、権利擁護支援を本人中心の支援の基盤とし、共生福祉社会の実現をめざす地域福祉の根幹と位置付けます。

【権利擁護支援と重層的支援による体制図】



2. 計画の理念

第1次計画及び第2次計画の理念を踏襲し、「共生福祉社会の実現」を理念とします。計画の理念を構成する4つの柱についても、計画の理念と同様に第2次計画の柱を基本とします。



3 重層的支援体制整備事業実施計画

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

従来の福祉制度では対応が困難な課題に対応する包括的な支援体制をより具体的に実施するため、市町村において、「対象者の属性を問わない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市においては、令和3年より重層的支援体制の整備に向けた移行準備事業に着手し、令和5年からは重層的支援体制整備事業を実施しています。

◆移行準備事業（令和3年4月～）

- ・相談支援、地域支援、参加支援を一体的に実施するためのコーディネーターを配置
- ・各相談部局における包括化支援担当者の配置
- ・多機関協働事業を実施

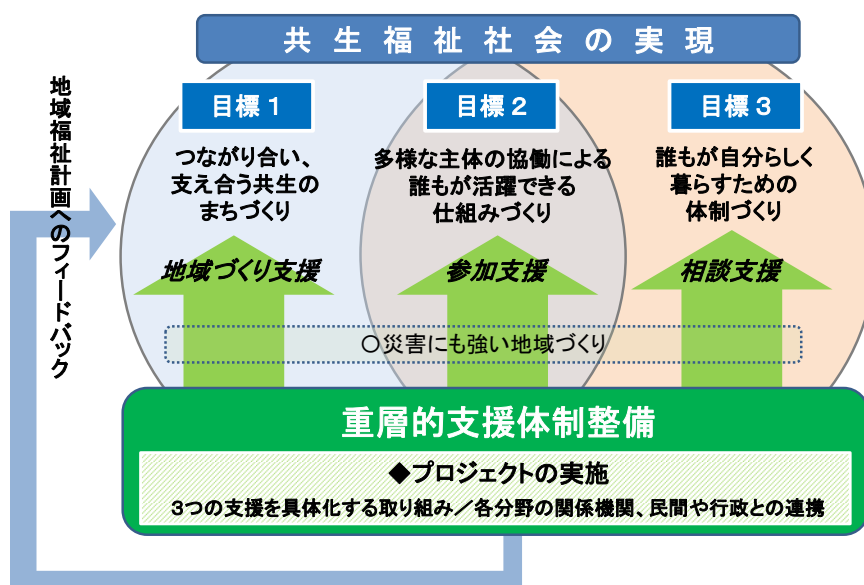
◆重層的支援体制整備事業（令和5年4月～）

- ・アウトリーチ支援員を配置

(2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づきます。

重層的支援体制整備事業の3つの支援は、地域福祉計画の目標に対応し、各施策を強化するとともに、多様な主体の連携による包摂的・持続可能な地域社会の構築を目指します。本事業から得られた成果は地域福祉計画へとフィードバックしながら、地域福祉計画との一体的な地域福祉の推進を図ります。



(3) 計画期間

計画の期間は、令和7年（2025年）度から令和10年（2028年）度の4年間とします。

2. 計画の基本目標

共生福祉社会の実現に向け、地域福祉計画の目標に合わせ、事業を展開します。

目標 1 つながり合い、支え合う共生のまちづくり

どんな状況にあってもつながりを断ち切らせず支え合い、誰もがいきいきと安心して暮らせるために、地域福祉や人権などについての正しい理解に基づく「まちづくり」を実践します。また、地域福祉活動の新たな担い手像の形成、地域福祉活動の活性化とつどい場づくりといったコミュニティの基盤強化を図りながら、多様な協働と参画による、地域丸ごとの地域福祉活動を推進します。

目標 2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり

日常においても災害時においても、支援を必要とする人を適切な支援に結び付けるため、地域での見守り体制強化や、「協議(話し合い)」「協働(助け合い)」を促進する仕組みづくり、社会資源の調整を行います。そして、新たな社会資源の開発や、必要な資源に人々を結びつけるコーディネート機能を充実させ、だれもが地域社会とつながり、「社会参加」できるよう支援します。

目標 3 誰もが自分らしく暮らすための体制づくり

誰もが地域社会でいきいきと自分らしく暮らせるよう、市社会福祉協議会や地域団体等と連携し、必要な時に必要な福祉サービス等が受けられるよう、情報提供や相談支援体制、権利擁護支援体制の強化など、誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくりを進めます。

3. 目標達成のための取り組み

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業の3つの支援は、以下のように関係しています。

◆お互いが見守り合い支え合うつながりづくりを行い、支援を要する人たちが早期発見できる「地域づくりに向けた支援」を進める

地域づくり支援

◆複雑化・複合化する地域の課題に対して、「対象者の属性を問わない相談支援」で受け止める

相談支援

◆地域の中の様々な居場所づくりや就労支援といった既存の社会資源の活用や新たな社会資源の開発、誰も排除しない地域の意識醸成を含んだ「参加可能な場づくりの支援」を進める

参加支援

◆社会から孤立した人、排除されてしまった人を、その人にあった形で社会へつなげる「社会参加に向けた支援」を進める

(2) 事業の展開

本計画で実施するプロジェクトは、伊丹市の抱える課題解決のため、「伊丹市の重層的支援体制」を構築するための具体的な取り組みです。従来縦割りであった各分野の制度と関係機関、また民間と行政を結ぶ結節点として、プロジェクトを推進します。

3つの支援	事業	プロジェクト
地域づくりに 向けた支援	①地域づくり事業 (法第 106 条の4 第2項 第3号) イ：【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業） ロ：【介護】生活支援体制整備事業 ハ：【障害】地域活動支援センター事業 ニ：【子ども】地域子育て支援拠点事業 ホ：【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	◆地域づくり支援による社会参加できる場づくり、リノベーション
多様な 参加支援	②参加支援事業 (法第 106 条の4 第2項 第2号)	◆参加支援による資源開拓とマッチング
対象者の属性 を問わない 相談支援	③多機関協働事業 (法第 106 条の4 第2項 第5号及び第6号)	◆多機関協働の体制整備
	④包括的相談支援事業 (社会福祉法第 106 条の4 第2項 第1号) イ：【介護】地域包括支援センターの運営 ロ：【障害】障害者相談支援事業 ハ：【子ども】利用者支援事業 ニ：【困窮】自立相談支援事業	◆包括的相談支援体制による課題解決と出口づくり
	⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第 106 条の4 第2項 第4号)	◆伴走型支援による具体的課題解決

プロジェクトの具体的な取り組みは以下のようになっています。

①地域づくり事業
◆地域づくり支援による社会参加できる場づくり、リノベーション 多様な福祉課題を抱える地域に対しての支援や協働の啓発を進めるとともに、地域の社会資源などを改めて見つめなおし、様々な人が連携した地域づくりを進めます。
- 多様な活動主体が連携・協働できる地域づくりを推進。 - 人材の発掘や活動者と地域の連携・協働に向けた取り組みを推進。 - 気になる人を早期発見できる地域の基盤づくりと支援を要する人等が参加できる機会の拡大。 - 地域自治組織の地域ビジョンの作成を支援し、福祉活動の支援を推進。

②参加支援事業

◆参加支援による資源開拓とマッチング

社会的に孤立する人と既存の社会資源をつなげるとともに、その人が継続して社会参加ができるよう支援します。

- ・官民連携プラットフォームの構築のため共生福祉社会推進会議を設置。
- ・孤立している人に対して、地域資源やボランティア活動等とつなげるとともに、継続した社会参加に向け本人と地域活動等を支援。
- ・様々な形の居場所づくりや就労体験の機会づくりに取り組む。

③多機関協働事業

◆多機関協働の体制整備

これまでの地域福祉の取り組み実績を基にして、関係機関等の一層の連携・協働を推進するため、他部署が所管している取り組み等も含めた実態把握や自己評価等を行います。また、福祉部門以外の関係機関との連携体制の構築の仕組みを検討します。

- ・各種会議の情報共有の仕組みづくりに取り組む。
- ・庁内連携会議にて重層的支援体制整備事業を進捗報告し、連携を推進。
- ・福祉以外の関係機関や団体も含めた緩やかなネットワークを構築。

④包括的相談支援事業

◆包括的相談支援体制による課題解決と出口づくり

包括化支援担当者会議におけるケース検討を通じて、連携・地域課題を抽出、検討したうえで、課題解決に向けた具体的なプロジェクトの提案を行います。

- ・複雑化・複合化した課題の解決、相談を受け止めるための体制づくり、専門職のスキルアップのため重層的支援会議・支援会議を実施。
- ・個別支援を通じた地域課題の抽出・検討による課題解決に取り組む。
- ・包括的相談支援間の連携強化の仕組みづくりを検討。

⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

◆伴走型支援による具体的課題解決

支援拒否など関わりの難しい人との信頼関係の構築を行い、適切な支援につなげます。また、地域と協働できる相談援助職の人材育成とともに支援者をサポートできる相談援助職の人材育成を行います。

- ・支援拒否のケースに対して信頼関係の構築に向けたはたらきかけを行う。
- ・地域と専門職がつながり、気かけ合い等が生まれる地域づくりを支援。
- ・支援者をサポートできる相談援助職の人材育成。



4 成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

人口減少や少子高齢化、家族構造の変化などを背景とし、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加、障がいのある人の地域移行が進展するなど、権利擁護の重要性がますます高まっています。認知症や障害、精神疾患、経済的困窮、社会的孤立などによって自らの権利を適切に行使することが難しい人々は、経済的搾取や虐待をはじめとする様々な権利侵害を受けてしまうことがあります。権利侵害のおそれのある人々の基本的権利と自由を擁護し、社会におけるこういった人々の尊厳を守るための支援が求められており、そうした取り組みを通じて、すべての人が公平に扱われ、自らの意思が尊重される社会をめざす必要があります。

住み慣れた地域で自分らしく暮らすために必要な権利擁護における手段のひとつとして、成年後見制度があります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（「成年後見制度利用促進法」）第14条第1項に基づく市町村計画です。

また、地域福祉計画の「目標3 誰もが自分らしく暮らすための体制づくり」の「基本施策2 権利擁護体制の強化」を強化するものであり、共生福祉社会の実現に向けた地域福祉推進の基盤となるものです。

(3) 計画期間

計画の期間は、令和7年（2025年）度から令和10年（2028年）度の4年間とします。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

権利擁護とは、高齢者や障がい者をはじめとする支援が必要な人たちの権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支えることを指します。これは個人の尊厳、幸福の追求といった日本国憲法で保障された基本的人権を具体化するものです。権利擁護は、私たち一人ひとりが持つかけがえのない人権を守り、その人らしい生活を支えるための取り組みです。

本計画は、本市における権利擁護支援の深化と充実を通じて、認知症や障害などの如何に関わらず、誰もが地域で自分らしく暮らすことができる共生福祉社会を実現することを目的としています。

(2) 権利擁護支援における5つの視点

本市では、以下の5つの視点に基づき、本人を中心とした意思決定支援を推進します。

1 本人主体の視点

判断能力が不十分な当事者が自己決定権を侵害されないよう、当事者による意思決定支援を推進する必要があります。当事者を権利の主体として捉え、認知症や障害の特性を理解した上で、その人らしい生活の実現に向けて権利と意思を最大限に尊重し、権利を行使できるようにはたらきかけます。

2 エンパワメントの視点

当事者は保護的支援により主体性や意思表示の機会を失い、依存的になったり、支援者への負い目や遠慮から自らの希望を抑制したりすることもあります。当事者が自身の権利を認識し希望を表明できるよう、支援者はエンパワメントの視点を持って支援を行う基本的姿勢と技術を備えることが重要です。

3 多機関連携の視点

当事者が自分らしい生活を送るためには、住まい、福祉・介護、医療、財産管理などの生活全般についての支援が不可欠であり、権利擁護の実践には、福祉専門職や法律専門家などとの連携だけでなく、多様な関係機関や身近な支援者、地域の関係者との連携も求められます。当事者のニーズを把握し、意思を汲み取りつつ、多機関協働による権利擁護支援チームの中で役割を果たしていくことが重要です。

4 家族に対する支援の視点

当事者の生活支援において、本人と家族の意向や見解が異なる場合もあるため、当事者の権利擁護とともに家族への支援も必要です。本人と家族を切り離さず、本人と家族の課題を一体として支援し、複雑化・複合化する課題では本人の自己実現と権利擁護を中心に据えながらも、家族を支援する関係機関と連携し、家族を含めた幸福の実現に寄与することをめざします。

5 社会・制度へのはたらきかけの視点

権利擁護支援は、個人に留まらず、不利益を被る人々全体の権利を守ることをめざし、多くの人が公平に権利を享受できるように社会全体にはたらきかけることが重要です。誰もが「地域で自分らしく暮らす」ために、地域社会にはたらきかけて権利擁護に関する意識の醸成や権利擁護支援の体制整備を進めます。



3. 目標達成のための取り組み

(1) 権利擁護体制の強化と関係機関の連携

地域で誰もが尊厳ある生活を送るため、伊丹市福祉権利擁護センターを中核機関とした包括的な権利擁護体制である地域連携ネットワークを構築します。同センターは、相談対応、後見人支援、後見人選任の調整、広報啓発機能を担うとともに、相談支援機関のサポートを行います。

また、本人をはじめとする関係者が権利擁護支援チームを形成できるよう支援を行うとともに、必要に応じ重層的支援体制整備事業と連携し、他分野や複数の機関が協働して様々な支援を行える体制を整備します。

【主な取り組み】

伊丹市福祉権利擁護センターの運営／成年後見制度に関する相談・支援／権利擁護支援が必要な人への専門相談・支援／地域連携ネットワークの構築／チーム支援と多機関協働の推進／虐待防止・予防と対応の充実

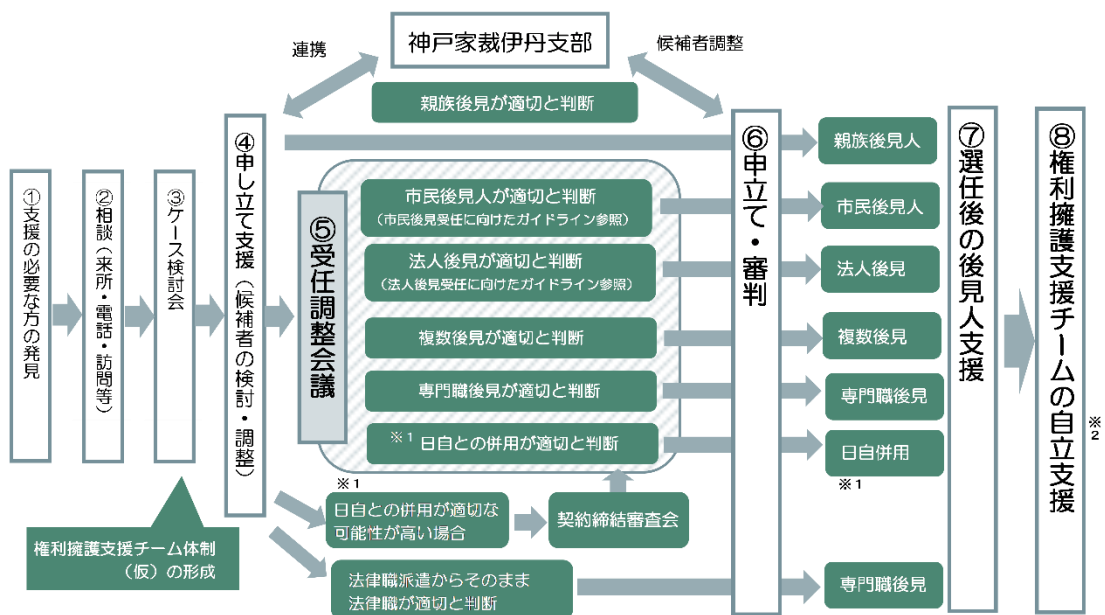
(2) 成年後見制度等の積極的な活用

「伊丹市権利擁護支援推進委員会」を設置し、各専門職団体や関係機関等の連携を強化するとともに、成年後見制度に関する課題や支援について検討し、その人らしい生き方を継続できるための支援を行います。また、市社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」や市社会福祉事業団の「財産保全・管理サービス事業」等を活用しながら、適切かつ持続可能な権利擁護支援が実施されるよう調整を行います。

【主な取り組み】

申立費用等補助制度による利用支援／市長申立による利用支援／成年後見人の受任調整と活動支援／成年後見制度の普及啓発／不正の防止

【伊丹市福祉権利擁護センターにおける受任調整の流れ】



利用者の意思決定支援と利用者にとっての最善の利益を十分に考慮した権利擁護支援チームづくり

※1 「日自」＝「日常生活自立支援事業」

※2 「自立支援」＝「開始期の支援」と「バックアップ」

（３）権利擁護支援の担い手の養成と活動支援

成年後見制度の需要増加を見据え、市民後見人の育成を図ります。また、福祉権利擁護センターが中核機関として、市民後見人や親族後見人、専門職後見人を支援するとともに、権利擁護意識と福祉的視点を醸成する取り組みも推進します。

【主な取り組み】

市民後見人の養成と活動支援／親族後見人等の活動支援

（４）権利擁護と意思決定支援の普及啓発と理解の促進

社会全体で権利擁護を推進する機運を高めるため、権利擁護の考え方や権利擁護の各種制度に関する周知啓発を進めます。支援者に対して、本人に寄り添う権利擁護と意思決定支援に関する理解の促進と資質の向上を図ります。

【主な取り組み】

権利擁護に関する広報・普及啓発／支援者の資質向上／意思決定支援の浸透／「終活」の周知・啓発

【地域で自分らしく暮らすための意思決定支援】

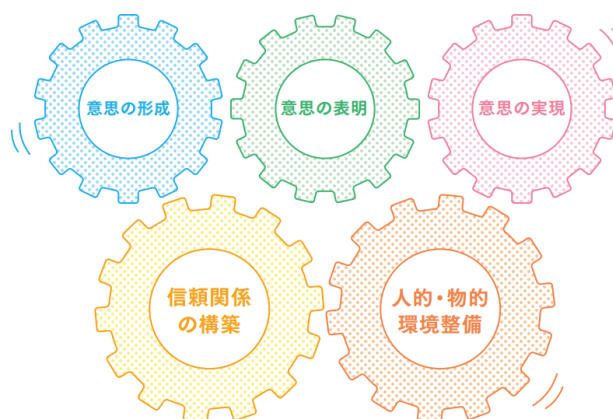
自らの幸せを求め、自分らしく暮らすことは、誰にも等しく保障された権利です。しかし、病気や障害などを理由にこの権利が侵害され、尊厳が傷つけられることがあります。また、社会規範や良かれと思い周囲が決めてしまうことが、その人らしさを奪うこともあります。

権利擁護とは、こうした権利侵害からの保護を図ることですが、権利侵害を生む社会を変え、誰もがかけがえのない存在として尊重され、自分らしく生きられる社会をつくることも含まれます。

近年、成年後見制度の見直しとともに、「意思決定支援」が重要視されています。これは人生の主役である本人が、他人の決めた人生を歩むことになっていることに対し、「意思決定支援」のもと、本人が望む暮らしを実現しようとするものです。

望む暮らしに向け、本人と本人をよく知る人たちや支援者が、本人の意思をよりどころに、ともに生きていくことが当たり前の社会をつくるのが権利擁護の要となります。

プロセス：たくさんの歯車をかみあわせる



本人には「意思」があり、決める力があるという前提に立ち、かかわりのなかで、その意思を尊重して支えていく。

資料：意思決定支援の基本的考え方 ～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

5 計画を実効性のあるものにするために

1. 計画の推進体制

庁内及び地域との推進体制の強化

地域福祉計画の推進には、保健・福祉をはじめ教育、産業、都市整備など多方面にわたる総合的な取り組みが必要となるため、地域の実情や地域福祉活動に理解を深めるための職員研修を充実させるとともに、関係各課の連携・調整機能を果たす共生福祉社会推進庁内連携会議を実施し、それぞれの事業についての検討、問題の共有、検証を行うなど、計画の全庁的な推進を図ります。

また、地域福祉計画が実効性のあるものとなるよう、地域住民への啓発を行うとともに、地域の実情や活動の状況等を踏まえた主体的な取り組みとなるよう、行政をはじめ市社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民や地域団体、NPO法人やボランティア団体、企業や商店など、さまざまな主体が地域社会の一員として、相互に連携・協力する仕組みづくりを推進します。

【主な取り組み】

共生福祉社会推進庁内連携会議の実施／職員研修の充実／地域福祉計画の普及・啓発／地域福祉ネット会議等における総合的な支え合いの仕組みづくりの推進

2. 計画の進捗管理

地域福祉計画の推進にあたっては、共生福祉社会推進庁内連携会議において、計画に基づく事業の推進状況を毎年度把握していきます。

その結果について、福祉対策審議会に報告し、点検・協議していただくとともに、市ホームページに掲載し、広く市民に公表することにより、市民と一緒に計画策定、実行、点検、見直しというPDCAサイクルに基づく進捗管理を行います。

また、重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度利用促進基本計画の実践から得た成果を地域福祉計画へと随時反映させながら、3計画の一体的な進捗管理に努めます。

【主な取り組み】

地域福祉計画の点検と公表／次期計画の策定

伊丹市地域福祉計画（第3次）追補版

令和7年（2025年）3月発行

編集・発行 伊丹市 健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

電話：072-784-8099

FAX：072-784-8006

URL：<http://www.city.itami.lg.jp/>